資料№.３

○三条市体育文化会館条例施行規則

令和元年９月25日

規則第５号

改正　令和３年４月１日規則第16号

（趣旨）

第１条　この規則は、三条市体育文化会館条例（平成30年三条市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第２条　条例第８条第１項の規定により三条市体育文化会館（以下「会館」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第１号）を使用しようとする３日前までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、トレーニングルームの使用は、利用料金を納入することにより、許可されたものとみなす。

（使用許可申請の受付期間）

第３条　使用許可申請の受付は、使用日前90日からとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可）

第４条　指定管理者は、第２条第１項の使用許可申請書を受理したときは、これを審査し、使用の許可を決定したときは使用許可書（様式第２号）を、使用の不許可を決定したときは使用不許可通知書（様式第３号）を申請者に交付しなければならない。

２　前項の使用許可書を受けた者（以下「使用者」という。）が会館を使用しようとするときは、使用許可書を指定管理者に提示しなければならない。

（使用の変更又は取消し）

第５条　使用者は、許可を受けた事項を変更し、又は取消しをしようとするときは、使用変更・取消申請書（様式第４号）を指定管理者に提出しなければならない。

２　指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、変更又は取消しの可否を決定し、使用変更・取消許可（不許可）通知書（様式第５号）を申請者に交付しなければならない。

（利用料金の減免）

第６条　条例第12条の規定により会館の利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第１号）を指定管理者に提出しなければならない。

２　指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、利用料金減免決定通知書（様式第２号）を申請者に交付しなければならない。

（利用料金の還付）

第７条　条例第13条の規定による利用料金の還付額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなった場合　利用料金の全額

(2)　使用者が使用日前30日までに使用の取消しを申し出た場合　利用料金の100分の50に相当する額

(3)　前２号に定めるもののほか、指定管理者が正当な事由があると認めた場合　その都度指定管理者が定める額

２　条例第13条の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書（様式第６号）を指定管理者に提出しなければならない。

３　指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、還付の可否を決定し、申請者に利用料金還付決定通知書（様式第７号）を交付し、還付するものとする。

（使用者等の遵守事項）

第８条　使用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　みだりに火器を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。

(2)　許可を受けないで物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは散布しないこと。

(3)　他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(4)　会館の管理上の指示に従うこと。

（入館の拒否及び退館）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(1)　感染症の疾病にかかっていると認められる者

(2)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(3)　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者

(4)　前３号に掲げるもののほか、管理上必要があると認められる者

（使用場所の立入り）

第10条　指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用者の使用場所に立ち入ることができる。

（建物及び設備等の損傷又は滅失の届出）

第11条　使用者は、会館の建物及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに建物及び設備等損傷・滅失届書（様式第８号）を指定管理者に提出しなければならない。

（点検）

第12条　使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

（市による管理）

第13条　条例第19条の規定により市長が会館の管理の業務を行う場合にあっては、第２条から第７条まで及び第９条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（その他）

第14条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年12月１日から施行する。

（三条市行政組織規則の一部改正）

２　三条市行政組織規則（平成17年三条市規則第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和３年４月規則第16号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

様式第１号(第２条、第６条関係)

年　　月　　日

三条市体育文化会館　使用許可／利用料金減免　申請書

(宛先)

申請者　住所
氏名
(団体の場合は担当者名も記載してください。)
電話　　(　　)

【使用許可申請書】
次のとおり三条市体育文化会館を使用したいので許可を申請します。

※太線内を記入してください。

使用目的又は使用行事名称			
入場料徴収の有無及び金額	有　無　　金額（前売り　　円、当日　　円）		
使用予定の器具・設備			
使用行事等の予定時間	(開場)　：　(開演・開会)　：　(終演・閉会)　：		
使用予定人員	人	駐車予定台数	台

使用期日	使用場所	使用時間	使用時間数	利用料金
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円

【利用料金減免申請書】
上記申請の施設利用料金について、次の理由により、減免を受けたいので申請します。

利用料金総額	円
減免額	円
納入額	円

減免を必要とする理由
□後援　　□共催
□（その他　　）

様式第２号(第４条、第６条関係)

年　　月　　日

三条市体育文化会館　使　用　許　可　書
利用料金減免決定通知

住所
氏名　　様

㊞

【使用許可書】
　　年　　月　　日付けで申請の三条市体育文化会館の使用について次のとおり許可します。

使用目的又は使用行事名称			
入場料徴収の有無及び金額	有　無　　金額（前売り　　円、当日　　円）		
使用予定の器具・設備			
使用行事等の予定時間	（開場）　：　（開演・開会）　：　（終演・閉会）　：		
使用予定人員	人	駐車予定台数	台

使用期日	使用場所	使用時間	使用時間数	利用料金
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円
年　月　日		：　～　：		円

【利用料金減免決定通知書】
　上記申請の施設利用料金に係る減免申請ついて右のとおり決定したので通知します。

利用料金総額	円
減免額	円
納入額	円

様式第３号（第４条関係）

三条市体育文化会館使用不許可通知書

住所
氏名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった三条市体育文化会館の使用について次の事由により不許可と決定したので通知します。

年　　月　　日

㊞

不許可とした事由

様式第４号(第５条関係)

三条市体育文化会館使用変更・取消申請書

年　　月　　日

(宛先)

申請者　住所
氏名

年　　月　　日　　第　　号で使用許可を受けましたが、次により変更・取消しをしたいので申請します。

１　変更の事由

２　取消しの事由

様式第５号(第５条関係)

三条市体育文化会館使用変更・取消許可（不許可）通知書

住所
氏名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった三条市体育文化会館の使用の変更・取消しについて、許可・不許可と決定したので通知します。

年　　月　　日

㊞

（不許可の場合）
許可できない理由

様式第６号(第７条関係)

三条市体育文化会館利用料金還付申請書

年　　月　　日

(宛先)

申請者　住所
氏名

年　　月　　日付け申請した三条市体育文化会館使用について、次のとおり利用料金の還付を受けたいので申請します。

使　用　目　的			
使　用　日　時	年　　月　　日　　時から　　時まで		
使用予定人員	人	※還　付　金	円
納入済利用料金	円	※還付後の額	円

還付を必要とする事由

※印欄は、申請者で記入しないでください。

様式第７号（第７条関係）

三条市体育文化会館利用料金還付決定通知書

住所
氏名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった三条市体育文化会館の利用料金の還付申請について次のように決定したので通知します。

年　　月　　日

㊞

利用料金総額	還　付　額	還付後の額
円	円	円

資料№.３

様式第８号(第 11 条関係)

三条市体育文化会館建物及び設備等損傷・滅失届書

年　　月　　日

(宛先)

申請者　住所
氏名

年　　月　　日三条市体育文化会館を使用中、次のように建物等を損傷・滅失したので届け出ます。

損傷・滅失した設備等の状況